

# 津島市町内会活性化への提言

平成 25 年 11 月

津島市町内会活性化検討会

# 目 次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| はじめに                            | 1  |
| I. 町内会活性化に向けた提言                 | 2  |
| 提言その① 市民に対する町内会加入促進策            | 2  |
| 提言その② 小規模・高齢化町内会の活動困難（役員の高齢化など） | 5  |
| 提言その③-1 津島市における嘱託員・衛生委員制度について   | 5  |
| 提言その③-2 津島市町内会業務助成金について         | 6  |
| 提言その④ 防災、防犯、災害時等への対応について        | 7  |
| II. 活性化検討会における主要な意見等            | 8  |
| III. 事務局からの提出資料等                | 14 |
| 1 町内会活動の現状と課題                   | 14 |
| 2 津島市町内会業務助成金に関する追加資料           | 27 |
| 3 津島市衛生委員規則                     | 29 |
| 4 津島市嘱託員設置に関する規則                | 30 |
| 5 津島市町内会業務助成金交付要綱               | 31 |
| IV. 資料                          | 32 |
| 1 津島市町内会活性化検討会検討経過              | 32 |
| 2 津島市町内会活性化検討会設置要綱              | 33 |
| 3 津島市町内会活性化検討会委員等               | 34 |

## はじめに

昨年、津島市が実施した“地域コミュニティに関するアンケート調査結果”の分析より、津島市の町内会活性化のため当面の解決すべき課題として次の4項目が抽出されました。

- ① 町内会未加入者への加入促進策
- ② 小規模・高齢化町内会の活動困難（役員の高齢化など）
- ③ 津島市における嘱託員・衛生委員制度と町内会業務助成金
- ④ 防災、防犯、災害時等への対応（町内会活動の活性化）

津島市町内会活性化検討会は、本年7月開催の第1回以降、5回にわたり、上記の課題解決について、今後、町内会、コミュニティ及び行政(津島市)が取り組むべき方向性と対応策について議論を行ってまいりました。

住民の価値観の多様化や会員の高齢化など、町内会活動を取り巻く環境はますます厳しい様相を呈してきています。町内会活動活性化のため、行政(津島市)側にて支援して頂きたい事項を提言として取りまとめましたので、本年度内に行政としての町内会活性化推進計画(スケジュール)を策定の上、早急に行政施策に反映頂きたくお願い致します。なお、嘱託員・衛生委員制度は来年3月末に廃止し、来年4月以降、行政(津島市)は町内会(窓口；町内会会長)との密接な連携を特にお願い致します。

平成25年11月25日

津島市長 伊藤 文郎 様

津島市町内会活性化検討会

会長 戸田 節男

# I. 町内会活性化に向けた提言

## 提言 その① 市民に対する町内会加入促進策

市は、町内会の必要性、本市における位置づけを様々な機会（町内会と各小学校区コミュニティ推進協議会との連携、出前講座等）を通じて説明し、転入者については、窓口で「加入案内ちらし」（平成25年度町内会ガイドブック30ページ）による働きかけを行う。

未加入者に対しては、市広報紙や市ホームページによる積極的な加入を促す。

また、在住外国人に対し、ゴミ分別等、住民として守るべき基本ルールについて、通訳を介し理解し易い説明を行う出前講座を開設する。

町内会は、これまで疎遠になっていたマンションやアパート等に対する加入促進を呼びかけるちらしの配布（平成25年度町内会ガイドブック30ページ）など、働きかけを行う。

未加入者対策については、行政、市内町内会、各小学校区コミュニティ推進協議会が一体となって取り組む。

（今後の主な取組み）

（1）町内会加入促進マニュアルの作成（町内会ガイドブックへの追加等）

〈担当 行政(市)〉

（ア）加入案内ちらし（町内会ガイドブック30ページ）への追加記載要望

a. 転入者名を該当町内会会長に連絡（転入者了承の場合のみ）

b. 町内会に加入することにより得られるメリット

① “津島市広報等各種配布物”の戸別配布（注1）

（市が町内会に配布を依頼＜町内会組織力の活用＞）

② 町内会が設置管理している“ごみ集積場”の利用（注2）

（注1）町内会未加入者は津島市役所又は公共の施設等にて入手可能

（注2）町内会未加入者はごみを直接、清掃事務所に持ち込めば市にて処分

（イ）町内会の取組事例紹介など

（ウ）参考資料；室蘭市加入促進マニュアル（別添 参考資料1 参照）

（2）各町内会が独自で作成する加入促進用ちらしの作成支援〈担当 行政(市)〉

（3）市広報紙や市ホームページによる加入促進〈担当 行政(市)〉

（4）出前講座の開設（津島市在住外国人に対する）〈担当 行政(市)〉

（ア）津島市在住外国人に対し、住民として守るべき基本ルール（騒音、路上駐車、ゴミ分別と出し方等）について、通訳を介して理解しやすい丁寧な講座

（イ）参考資料；町内会と在住外国人とのトラブル（別添 参考資料2 参照）

町内会・自治会 <出典；室蘭市加入促進マニュアル>

# 加入促進マニュアル

—「みんなでまちづくり」を目指して—



平成 23 年 2 月

室蘭市連合町会協議会・室蘭市

**① 町内会加入促進のために**

94.5%から 71.7%へ  
加入率の低下による影響 . . . . 1  
マニュアルの使い方 . . . . 1

**② 町内会の必要性を再認識しよう**

町内会の機能にはこんなものがあります . . . 2  
こんな時に町内会が活用します！ . . . 3

**③ 加入呼びかけの進め方**

呼びかけの手順 . . . . 4  
アパート・マンション居住者の加入に向けて . . . 5~6

**④ 相手の質問にきちんと答えよう**

一般的な想定質問と回答例 . . . 7~9  
アパート等居住者(単身者、学生)から想定質問と回答例 . . . 12

**⑤ 加入呼びかけの実施例や成功例**

新築戸建住宅への加入呼びかけ大成功！ . . . 11~12  
連携により転入者情報を早めにキャッチ！ . . . 12  
イベント時に加入を呼びかけるポスターを掲示！ . . . 12

**⑥ 資料集**

町内会加入申込書 . . . . 12  
あいさつ状 . . . . 15  
加入の案内状 . . . . 16  
町内会・自治会加入促進チラシ . . . . 17

◆アパート・マンション居住者の加入に向けて

アパート・マンション等の居住者は町内会活動に無関心な人が多く、加入呼びかけに苦慮しているという声をよく耳にします。居住性への粘り強い呼びかけはもちろんですが、アパートオーナー及び住宅管理業者に居住者の加入のための協力を依頼することも必要です。また、活動に参加できなくても、居住者は会費を支払うことで、街路灯維持費等の共益費用を負担するなど、総合扶助の町づくりに参画していることになり、町内会にとっても財産確保につながります。

**Q. 学生や短期住居の単身者にはどう勧めるか？**

A 会費を減額する等の特例を設ける。※会費の特例について、規約または内規に明記しましょう。規約の変更には総会の議決が必要です。

**【事例】**

新富町では、月 300 円を会費として徴収していますが、単身者や生活困窮者など特別な事由がある場合には会費を減額し、月 100 円に設定しています。また、学生アパートの中には会費をオーナーに一括して支払っていただいているところもあります。

**Q. アパートオーナー、住居管理業者には何を協力してもらおうか？**

A アパートオーナー（または住宅管理業者）に加入の必要性を理解してもらい、次のような協力をお願いします。

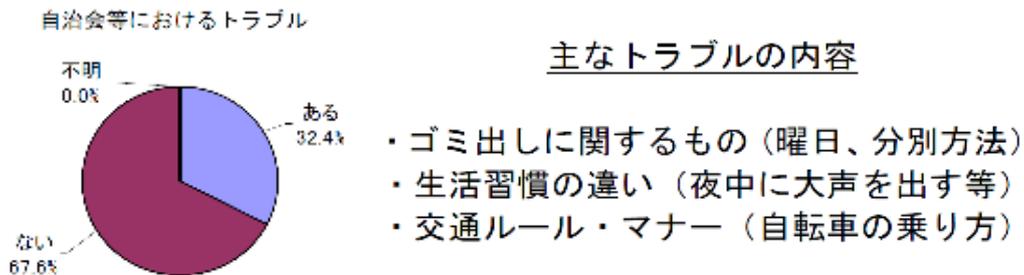
① アパートオーナー自身の加入

アパートが地域にあることでオーナー自身にも賛助会員としての加入を依頼します。会費は居住者数に応じた金額としたり、年間の定額としているところもあります。

## 町内会と在住外国人とのトラブル

<出典;石川県での在住外国人に対するアンケート調査結果>

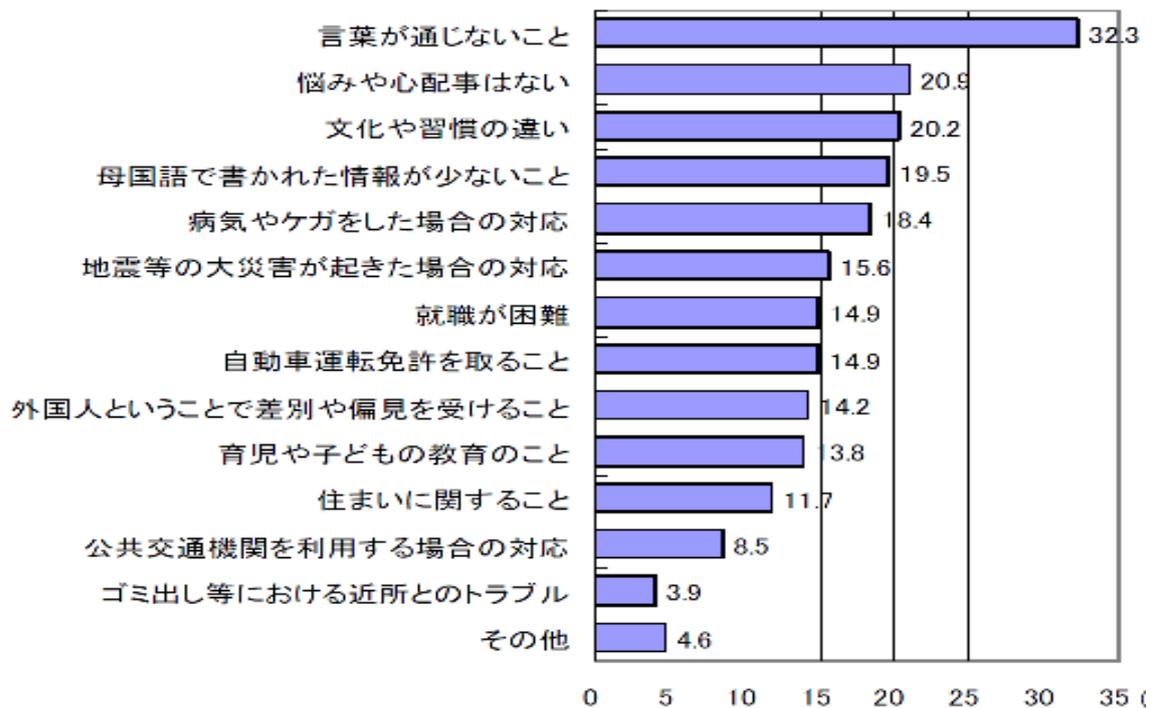
生活文化の違いや言葉の不自由などを原因とした問題が発生し、在住外国人への対応が課題となったことがあると答えた自治会等は、約3割にのぼっている。



## 外国人の悩みや心配事

<出典;石川県での在住外国人に対するアンケート調査結果>

日常生活での悩みや心配事



## 提言 その② 小規模・高齢化町内会の活動困難（役員の高齢化など）

10年後の町内会を考えた場合、会員の高齢化が更に進行し、役員の確保や町内会活動が困難な状況に陥ることが懸念される。

市は町内会統合の仲人役として、特に、加入世帯が30戸を下回る町内会を対象として、少子高齢化に対応した足腰の強い町内会組織になるよう、地理的状況や町内会の歴史等を踏まえ、次の手順により統合/再編基本計画を作成の上、対象町内会及びその周辺町内会に対する説明会を実施、町内会の意見・要望・課題等を踏まえた具体的な統合/再編推進実施計画を作成する。

（今後の主な取組み）

- （1）町内会の統合/再編基本計画の作成〈担当 行政(市)〉
  - ・基本方針
  - ・課題と対策
  - ・統合/再編の区割り(案)
  - ・統合/再編のスケジュール
- （2）対象町内会及びその周辺町内会に対する説明会の実施〈担当 行政(市)〉
- （3）具体的な統合/再編推進実施計画の作成(町内会の意見・要望・課題等の反映)  
〈担当 行政(市)〉
  - ・基本方針
  - ・統合/再編の区割り
  - ・課題と対策
  - ・統合/再編のスケジュール
  - ・町内会相互の“統合/再編推進委員会(仮称)”
  - ・統合/再編助成金の交付制度
  - ・市としての支援体制

## 提言 その③-1 津島市における嘱託員・衛生委員制度について

町内会長と嘱託員の地位の問題や、嘱託員・衛生委員は行政の下請けとして捉えられているとの指摘もあり、このような問題・指摘等を解決するため、嘱託員及び衛生委員個人への委嘱を止める。

回覧板等の活用による安否確認や、ゴミ処理の分別など、町内会の有する組織機能及びそのチェック機能を活用することとし、町内会(窓口；会長)との連携を密にする提案は、本検討委員の異論なく了承された。

嘱託員制度と衛生委員制度を今年度で廃止し、来年度(4月)から町内会会長を窓口とすることで了承された。

（今後の主な取組み）

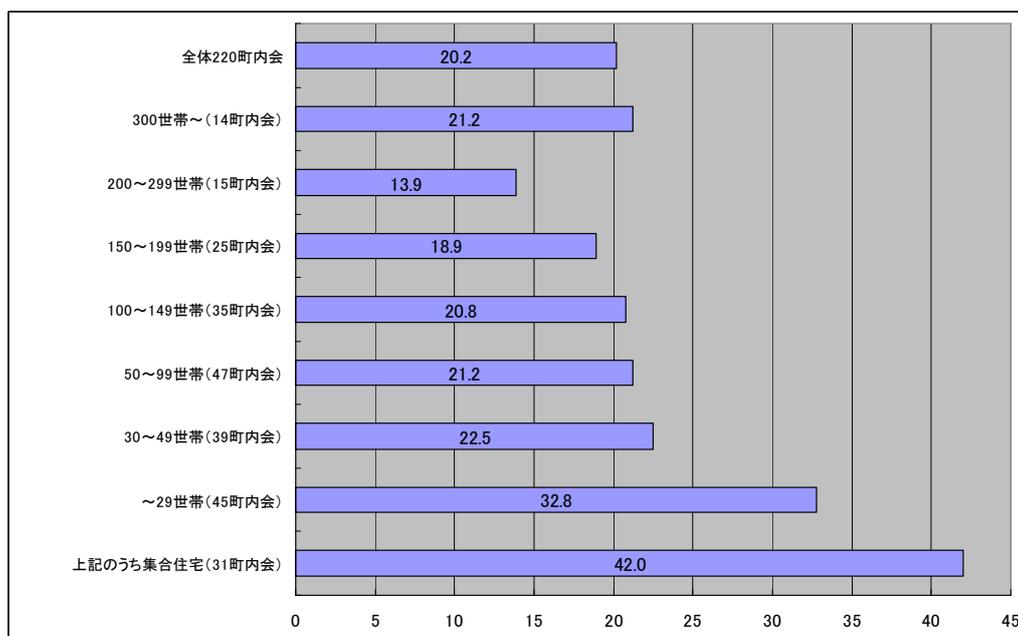
- ・津島市衛生委員規則 昭和38年3月1日規則第1号  
改正 昭和61年2月24日規則第3号 →廃止
- ・津島市嘱託員設置に関する規則 昭和48年4月1日規則第8号  
改正 昭和53年3月30日規則第14号 昭和61年2月14日規則第1号 →廃止

## 提言 その③-2 津島市町内会業務助成金について

平成25年度の一町内会当たりの助成金積算方法は、年額4万8000円（均等割）＋年額900円×世帯数（世帯割）となっている。

このため、加入世帯数が小さい町内会ほど、町内会支出額に占める助成金の割合が高くなっている。

また、マンション等集合住宅については、高い割合になっている（下図参照）。



助成金交付の公平性の観点より、町内会支出額に占める助成金の割合を妥当な範囲内に収める。

そのため、今後、均等割額・世帯割額の変更、他市(宇都宮市、仙台市等)で実施されている防犯(街路)灯電気料金(支払額)に対する新たな助成等、より公平で活力ある町内会育成に向けて、市が町内会業務助成金算出式の見直し検討を進めることについて、本検討委員会として了承された。

なお、検討会での各委員からの意見については、具体的な助成金算出式の変更そのものは行政の仕事の範囲内なので、ここでは要望ということで記録に留める。

## 提言 その④ 防災、防犯、災害時等への対応について

地域の各種課題については、可能な限り地域住民同士での話し合い等、地域町内会による自主的な解決が望ましいが、町内会(地域)のみでの解決が困難な“防災、防犯、災害時の対応について”は、行政と密接に連携を取り合い協調して解決していく必要がある。

特に防災については、津島市は木曾川水系及び日光川水系に囲まれた海拔0メートル地帯に位置するため、防災に対する住民の危機意識向上が一番重要であり、住民の防災意識向上に関する具体的対応策のため「広報“つしま”への掲載(連載)」、「地域の具体的な想定被害に対応したハザードマップや防災マニュアル・手引書の作成」、「一人暮らし高齢者等への対応に関する、行政と町内会、住民同士の役割分担の明確化」及び「出前講座等の充実」を行政(市)に提言する。

(今後の主な取組み)

- (1) 住民の防災意識向上に関する広報活動(広報“つしま”活用)〈担当 行政(市)〉
  
- (2) 下記資料等を参考にして、津島市の地域的な特質(木曾川水系及び日光川水系に囲まれた海拔0メートル地帯、日光川堤防の液状化崩壊等)を踏まえた具体的な防災マニュアル/手引書の作成〈担当 行政(市)〉
  - ・本検討会で紹介の津島市町内会における具体的な各種取組実施例(次頁参照)
  - ・総務省消防庁 自主防災組織の手引
  - ・愛媛県宇和島市自主防災組織活動マニュアル
  - ・横浜市地域防災拠点訓練マニュアル
  - ・富山県上市町自主防災組織行動マニュアル
  - ・東京都世田谷区 町会・自治会活性化マニュアル
  
- (3) 各地域(町内会)の具体的な想定被害〈担当 行政(市)〉
  
- (4) 各地域(町内会)の具体的な想定被害に対応したハザードマップ作成  
〈担当 町内会、支援 行政(市)〉
  
- (5) 一人暮らし高齢者等への対応に関する、行政と町内会、住民同士の役割分担の明確化〈担当 行政(市)、町内会〉
  
- (6) 出前講座等の充実〈担当 行政(市)〉

## Ⅱ. 活性化検討会における主要な意見等

### 第2回検討会（平成25年8月8日）

#### 課題 ① 市民に対する町内会加入促進策

- 町内会は自主団体ではあるが、囑託からお願いしても動いてくれないので、行政から全面的にリードもしくは指導してほしい。
- 町内会世帯が430世帯あるが、加入率は100パーセント、430世帯のうち2割がアパート（85件）である。アパート住人の町費は、アパート建設前にオーナーもしくは管理会社に話をし、日割りでいただいている。アパート1棟につき、組長として1人出していただいている。名簿も組長が持っているため、入居人数は把握ができています。
- 津島市で一番世帯が多い町内で、町内会全878世帯のうち、230世帯はアパートの住人である。アパートの町費は、管理会社から半年もしくは1年払いでいただいている。アパートの住人に関しては、町内行事に参加しないので千円安くしている。
- アパートには20世帯住んでいて、管理会社から町費をいただいている。最近に入居者が減ったので、管理会社から町費を下げてくれと言われている。
- 都市整備課に住宅地図をもらえるようお願いをしたが、個人情報保護法の関係で渡すことは出来ないと言われた。なぜ無理なのか。
- ▲住宅地図に関しては、著作権が関わっているからである。
- 加入してもらうには、強制加入にするべき。どちらでもよいという考えでは入ってもらえない。町費をいただいている以上、町内行事は自由参加だが、事業報告書または、収支報告書で会員には分かるようにしている。
- ゴミのステーションに関して、外国人の住民が捨てるゴミは分別がされていない。注意はするが聞いてもらえないので困っている。行政としてゴミ分別等、外国人に対する説明会等を検討して頂けないか？
- 1軒の社宅に30人の外国人女性がいます。ゴミの分別に関しては、社宅の管理人と通訳を通じて分別の仕方を教えたなら良くなった。それ以外に、女性がいますので男性が集まり、近くの公園に集まるので近所から苦情があった。また、町内に飲食店があるため、カラオケの騒音と路上駐車に困っている。行政として外国人に対するマナー等の説明会を検討して頂けないか？
- 若い人を入れて取り組まないと成り立たないが、なかなか若い人が関心を持ってくれないのが現実である。
- 若い人に加入してもらうよう働きかけないといけない。加入促進マニュアル等を行政で準備して貰えないか？
- 町内会活性化について、行政はどのように考えているのか。
- ▲高齢化の町内会対策や、町内会活動が希薄化している町内会に出向き、町内会の必要さを知ってもらうことが大切であると考えている。協働のまちづくり基本方針で、「①地域の課題を「自分ごと」と考える市民が増える。②地域の活動が楽しくなる。③活動する人の輪が広まり、地域の関心が高まる。④地域の課題について話し合える場がある」としている。このような動きをすることで、活性化に繋がる。
- 行政が言っていることは、絵に描いた餅である。この問題に関しては町内によってまちまちであるためである。
- 町内会行事に、一人でも多くの町民が参加することで活性化される。不発に終わったが、夏休みに子ども達がラジオ体操をする時に、町民も一緒に参加するよう呼びかけた。
- 校区コミュニティの防災・防犯委員を、子ども会のお父さん、お母さんに引き受けてもらっている。
- 町内会加入に関して、入りたくない人は入らなくてよい。
- 囑託（会長）が全力を尽くして行えば、町内会はまとまること出来る。（リーダーが引っ張って行く）  
囑託（会長）が先頭になって、独居老人宅の庭の手入れや、町内道路の修繕、草刈りなどを行っている。今年度に入ってから90項目もこなした。

（発言者）

- 委員からの意見・要望      ●委員からの質問      ▲事務局からの意見・回答

## 第3回検討会（平成25年9月12日）

### 課題② 小規模・高齢化町内会の活動困難（役員の高齢化など）

- 町内会の世帯数は18世帯で、班は3班ある。嘱託任期は2年であり、班で回している。集会所・お宮の掃除は毎月1回で、6名(各班から2名)で実施している。ゴミの分別や集積場の管理も、衛生委員に任せるとはならず、班から2名出いただき班で回している。全世帯で回すため、分別はしっかりとされている。現在、町内会はうまくいっており、町内会統合/再編により人間関係やお宮の維持等が崩れてしまう懸念があるため、統合/再編には反対である。
- 町内会の統合/再編について、町内会から具体的な要望があったのか？
- ▲町内会からの声や具体的な要望はないが、津島市が平成23年度に行ったアンケートの調査結果によると、『世帯数の少ない町内会、高齢化になっている町内会で役員のなり手がいない』等が問題化し、このままでは5年から10年後には町内会の存続が危ぶまれるため、今から先を見つめて課題とした。
- 今後10年位で日本の高齢化が急速に進む。10年後に皆さんの町内会員の平均年齢はどのくらいになっているか。その時、隣近所の人達が、皆足腰が弱い人ばかりだと町内活動が出来なくなる。そうなる前に、統合/再編することが必要と考えている。
- 町内会同士が話をするよりも、行政側から過疎化していくような町内会を選んで話を進めたほうが良いと思う。
- まずは行政から動いていただいたほうがよいのではないか。
- 町内会は自主的な自治組織であるため、行政から“こうやれ”とは言えない。
- アドバイザーが言われたように、「10年ももたない」もしかすると「5年ももたない」かもしれない。崩壊する町内会が続々と出てくる。この問題が一番大きいと思う。『再編・分離』この問題が一番のネックになっている。行政のほうで私たちを呼んで検討会を作ってほしい。行政からは、はっきり言えないので、皆さんが下から盛り上げて『合併・分離』を考えて下さいという意味ではないか。
- この検討会で決めることは、町内会活性化の方向付けである。区割りも、行政が音頭をとってほしい。世帯数の少ない町内会が集まって話し合い、一つの町内会組織にしたらどうかなどの結論を出し、行政に報告すればよいのではないか。町内会は任意団体であるから、行政が先頭に立ってすることは出来ない。だから検討会を開いて、検討会の提言としてほしいのではないか。
- 行政は、町内会の世帯数を把握しているので、「この町内会とここの町内会で統合したらどうか」という案を出していただいて、そこから、各嘱託員が市を交えて話し合うようにすればいいのではないか。
- ▲数的なことは分かるが、付き合い的なものが分からない。各町内会で、根深いところがあるので難しい。素案は作れる。ただ、本当に町内会が困っているか、再編・分離等を必要としているのかは聞かないと分からない。
- うちの町内会は高齢化率が高いため合併については、将来的に考えていかななくてはならない。2・3年の間に何軒か減る可能性もある。子供も7年後にはゼロになる。そろそろ町内会で統合の話をしようと思っている。3～5年後には本格的に考える。
- 具体的には統合の対象となる町内会に集まって頂き説明会をし、統合の意思確認をする。早急に町内会統合/再編基本方針、区割り案等の統合/再編基本計画を行政で作成する必要があると思う。再編助成金について具体的な市の考えは？
- ▲再編助成金に関する具体的なことはまだである。
- 全国的な町内会の合併の事例は？
- 鹿児島県南さつま市は、町内会の統合/再編を推進中である。(参考資料3 参照)
- 統合/再編に向け、具体的な課題(町内会財産、会則、集会所維持管理、町内会費、お宮、お祭り、山車、獅子、役員選任等)について、本検討会にて掘り下げた議論が必要ではないか？
- 本検討会は、町内会の統合/再編に向けての大きな道筋を決める場と考え、具体的な課題(問題点)についての掘り下げた議論については、対象となる町内会及びその周辺町内会に対する統合/再編説明会等の場にて議論を進めることで良いのではないか。<特に異論なし>

(発言者)

○委員からの意見・要望      ●委員からの質問      ▲事務局からの意見・回答      □アドバイザー

## 第3回検討会（平成25年9月12日）

### 課題② 小規模・高齢化町内会の活動困難（役員の高齢化など）（続き）

◎皆さんの建設的な意見を集約すると、今後ますます高齢化する10年後の町内会を考え、足腰の強い町内会にするには、現時点より町内会の統合/再編に着手していくことが必要であり、そのためには“行政(市)が仲人役として町内会統合/再編推進実施計画(含む 区割り案)を策定、対象町内会、周辺町内会に対する説明を実施し、町内会の維持・活性化に向けた施策を推進いくことが重要”との認識でまとめたがいよいよか？<全委員了承（合意）>

### 課題③-1 津島市における嘱託員・衛生委員制度について

◎嘱託員・衛生委員の委嘱を止め、町内会との連絡を密にするという行政(市)提案に対して検討委員のご意見をお伺いしたい。

●嘱託員・衛生委員の名称をなくして、町内会会長に替えるということか。

▲そういうことである。嘱託員及び衛生委員個人への委嘱を止め、町内会代表との連絡を密にしていく考えである。

●衛生委員というのは、他の町内会ではどういう役をしているのか。

○衛生委員は市から任命されて任期は1年である。ゴミの収集日は、違法ゴミや出し方のチェック、ゴミの分別をする。収集日は、嘱託員と衛生委員で行っている。

▲衛生委員の規則にはゴミのことは書いていない。本来は、そ族昆虫（ねずみ・ハエ）駆除をやってもらう業務である。

◎嘱託員・衛生委員の委嘱制度を廃止、町内会(窓口；会長)との連絡を密にし、回覧板等の活用による安否確認や、ゴミ処理の分別など、町内会の有する組織機能及びそのチェック機能を活用することとし、来年度(4月)から町内会会長を窓口として町内会の有する組織機能を活用するという提案について異論はないか？

<全委員異論なし、了承（合意）>

“町内会業務助成金”に関する検討は次回検討会にて実施する。

(発言者) ○委員からの意見・要望

●委員からの質問

◎会長

▲事務局からの意見・回答



鹿児島県南さつま市の自治会統合/再編

02 自治会再編促進の基本的な考え方

○自治会の再編によって目指す標準的な姿は次のとおりです。

| 「項目」  | 「内容」   |
|-------|--|
| 戸数    | 80 戸以上   |
| 人口    | 160 人以上  |
| 高齢化率  | 50%未満  |
| 壮年人口  | 30 歳～64 歳人口 60 人以上                                       |
| 環境整備  | 公民館等活動拠点有り   |
| 自治会組織 | 規約等による自治会組織有り  |
| 自治会活動 | 自主防災活動・地域環境活動の実施、老人クラブの結成、伝統行事の維持、財産の管理、青壮年・女性会・子供会活動の実施 |

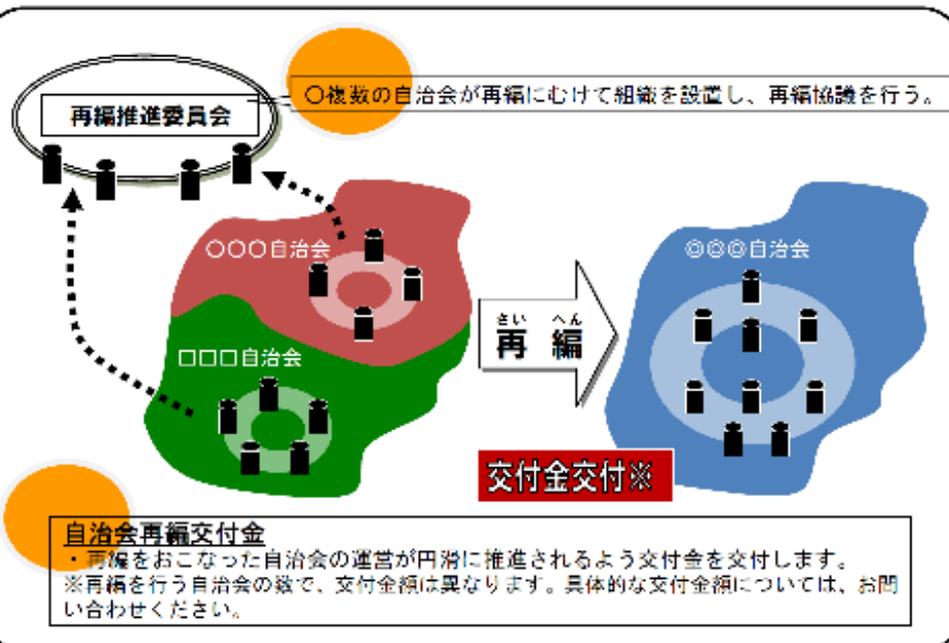
再編によって目指す自治会の姿

○これからの自治会再編を進める目安として、概ね次の状況にある自治会について再編を促進します。

| 「項目」      | 「重点促進地域」  | 「促進地域」          |
|-----------|-----------|-----------------|
| 戸数        | 50 戸未満    | 50 戸以上 80 戸未満   |
| 人口        | 100 人未満   | 100 人以上 160 人未満 |
| 高齢化率      | 50%以上     |                 |
| 壮年人口      | 20 人以下    | 20 人以上 60 人以下   |
| 隣接自治会との距離 | 概ね 1km 以下 |                 |

自治会再編を進める基準

03 自治会再編に対する支援制度



## 第4回検討会（平成25年10月4日）

### 課題 ③-2 津島市町内会業務助成金について

- ◎津島市町内会業務助成金を、公平性の観点より見直し検討するとの事務局提案について、各委員のご意見等を伺いたい。
- 広報の配布をポスティングにしたなら、いくらぐらい掛かるか？
- ▲津島市は選挙公報を一部30円でポスティングしている。新聞と一緒に配るともっと安い金額で出来る。
- 仕分け作業にかなり時間が掛かるし、数間違えがあったりすると大変なので考えてほしい。
- ▲市役所の各課に対して各戸配布物を減らし、極力広報紙“つしま”への掲載を依頼しているが、なかなか減らないのが現状である。
- 防犯灯電気料金への助成金交付は有りがたい。町内会世帯数が220、防犯灯電気料金は年30万円程度必要だが、町内会の自治会費は年100万円程度である。少しでも安くするためにLEDに替えようとしている。
- LEDにすれば電気料金は3分の1である。工事代が60万～70万掛かっても2～3年でペイできる。
- ▲街路灯と防犯灯の違いは、街路灯は交差点を照らす水銀灯で市役所の都市整備課が管理しているが、防犯灯の維持管理は町内会であるという点である。（新設費用は津島市防犯協会が補助している）
- 街路灯/防犯灯の維持については、町内会によって格差がある。街中の町内では街路灯が多く、市が管理するため町内会の負担が少ない。我々のように大きな町内では防犯灯ばかりなので費用がかかる。その辺の格差が非常にある。街路灯は、交差点に限らず町内の中にもある。
- 水銀灯が2020年に使用禁止になると聞いているが、その後どうなるのか？
- ▲LEDに替わると思われる。
- LEDより新しくLVDが出てくるのでそれに替わるかもしれない。
- 助成金について、均等割48,000円と一世帯当たり900円があるが、例えば一世帯当たりの金額を1,000円に上げた場合は何か支障があるか？
- ▲世帯割の900円は良いが、均等割の48,000円は、900世帯でも8世帯でも同じなので不公平ではないか？ということで、皆さんの意見を伺っている。
- 均等割の48,000円を決めた理由は何か？
- ▲昭和60年までは衛生委員と嘱託委員の報酬が出ていた。昭和61年から平成16年までは町内会業務助成金、衛生業務助成金、分別ごみ収集助成金があり、それぞれ、世帯割・均等割があった。平成17年度からは、町内会業務助成金として一本化されて、おそらく当時の3つの助成金を世帯割・均等割を按分したような形で、900円と48,000円ということになっていると思われる。
- 均等割の意味付けは何か？
- 小さな町内会では世帯割額（補助）が少なく町内活動が難しくなるので均等割があると思っていた。世帯割にすれば問題ないのではないか。
- ▲多くの自治体では2パターンある。世帯割で行っている自治体もあるが、津島市の場合は、小さな町内会の活動を支援するためという意味合いで、均等割48,000円と世帯割900円を加えている算出方法だと思う。
- 特養に入っている人は、住民票を移しているが世帯割に影響するか？
- 町内に入居している方で数名居る。住民票は特養に移しているが、町内会の会員としての意識を大事にしたい。町内会費も貰っている。敬老の日には、老人ホームを訪れ、町内会からお祝い金を渡しており、町内会の活動状況も報告している。
- 空き家になっているところは、町費の半分を貰っている。火災などの問題が起きたときは町内会で面倒を見ている。
- ◎皆さんのご意見を集約すると、公平性の観点から町内会支出額に占める助成金の割合を妥当な範囲内に収めるため、今後均等割額・世帯割額の変更、他市（宇都宮市、仙台市等）で実施されている防犯（街路）灯電気料金（支払額）に対する新たな助成等、より公平で活力ある町内会育成に向けて、市が町内会業務助成金算出式の見直し検討を進めることについては、本検討会委員として了承されたものとするが異論はないか？  
（全委員異論なし、了承。（合意））
- ◎ご了承頂いたものとして提言をまとめる。なお、具体的な助成金算出式の変更そのものは行政の仕事の範囲内なので、本検討会での各委員からのご意見については、ここでは要望ということで記録に留めておく。

（発言者）

○委員からの意見・要望      ●委員からの質問      ◎会長      ▲事務局からの意見・回答

## 第4回検討会《平成25年10月4日》(続き)

### 課題④ 防災、防犯、災害時等への対応について

- ◎津島市として防災、防犯、災害時の対応策として、地域の具体的な想定被害に対応したハザードマップや防災マニュアル・手引書の作成が重要である。作成の参考とするため、各検討委員の所属する町内会での防災・防犯・災害時の対応に関する具体的な実施例を紹介して頂きたい。
- 防災対策として、町内会独自に防災委員を設置している。防災委員は、消防団員の奥さんや、子ども会のOBの方など、30～50代前半の方々をお願いしている。手当は5,000円である。  
防災訓練・防火講習は年2回行っている。町内には防災倉庫があり、中には、AED、水、ライフジャケット、ボート、発電機、トランシーバー、メガホン、テントなどが入っている。  
防犯については、見守り隊を作り、75人が登録している。腕章を着け定期的に70人ぐらいで町内を回っている。街路灯・防犯灯については、要望があり数を増やした。その結果、空き巣の被害が減った。空き巣の入る家は、垣根や生垣の木が高いところが多いため、腰の高さにするように助言している。そういう意味で、見通しのよい町づくり生垣対策と言っている。緊急事態が発生したら、緊急回覧を回し皆さんに注意するよう呼びかけている。また、災害時に緊急を要する場合は、囑託員が防災委員に連絡する。集会所に招集を掛け指示をしている。
- 防災に関しては、防災倉庫の購入をした。来年度には、チェンソー、発電機などを購入する予定である。街路灯・防犯灯については、電気代が高額(25万円)であったが、総会での話し合いにより、電気代の安いLED(4万5,700円)に変更した。
- 防災・防犯・災害の対応については、各委員(2、3名)を決め、お願いしている。  
防災については、年2回防災倉庫の備品の点検を行っている。防犯については、街路灯・防犯灯の区別の地図を作成してある。災害については、囑託員と班長の連絡網を作成してある。防災訓練を行うときの連絡に利用している。
- 防災については、班長に防火用水(2箇所)の清掃をお願いしている。
- 防災については、以前に災害利用世帯名簿を作成した。広報配布のときに、班長がその名簿を持って安否確認をしている。敬老会のときなどにも声掛けを行っている。市の一斉清掃の際には、町民に参加を呼びかけ、100世帯中39人の参加があった。おしゃべりしながら作業することで、お互い顔見知りになれる。こういったことが、災害時に役立つと思う。
- 防災については、現在は活動していない。「何もないことがいいこと」という考えを変えなければならないと思う。来年度から防災委員を作り、防災の活動を始める予定である。
- 役員は1年で代わるため、防災の活動については何もしていない。防犯については、2人1組で町内会を回る活動をしている。街路灯・防犯灯については、蛍光管が切れると連絡があり、取替えを行っている。
- 防災総会に出席すると、防災委員を80歳過ぎの人がやっていて大丈夫かなと思うことがある。防災委員は6人いる。班長には一人暮らしの高齢者の確認をとっていただいている。
- 防犯灯をLEDに変えた。災害時のために、町内で1家庭4リットルの水の備蓄や、トイレ用のビニール袋の用意もしてもらっている。防犯委員は、20～40代の方にやってもらっている。
- 自主防災に所属しており、各班長が防災委員になっている。年1回の避難訓練のときは、誘導班、救出班、給水班、消火班、安協班の役員に入ってもらっている。防災については、北校区全部の町内に、「我が家は無事です。」という看板を作成した。各班長にそれぞれの役があり、看板伝達や看板確認をもらっている。看板が出ていない家については調査し、それを本部に報告する。町内会としては、『救急あんしん君』を利用している。救急あんしん君があれば、本人がしゃべらなくても、冷蔵庫に入っていることで状況がわかる。避難場所は、町内にある商業施設の屋上を使わせてもらっている。
- 防犯については、見守り隊を設け、毎朝7時45分から8時までの間、北小学校校門前に立ってもらっている。子どもに対する犯罪が多いため声掛けをしている。
- 防災については、最近、名簿の作成をした。個人情報取扱規定を定め名簿を作成し、65歳以上の高齢者、特に75歳以上の後期高齢者の独居の方に支援が必要なのかを書き入れてもらっている。  
町内に防災倉庫はあるが、機材の備蓄がなく、自主防災の活動も停止している状態である。  
日光川の横に住んでいるため、液状化して堤防が切れる心配がある。対策としては、ライフジャケットの世帯分の確保を考えている。
- 防犯委員はいるが、防災委員はいない。町内で何かが起こった場合は、囑託が緊急で町内会通信を回している。独居老人については、班長に気にかけてもらうようお願いしている。一昨年亡くなった事例が2件あったが、1週間以内には発見できた。防災については、第1次避難所は西小学校であるが、高齢者から西小学校までは遠くて行けないとの声が出たため、天王中学校に話をして避難場所の許可を得た。また、津波の時などは、津島高校への避難も了解を得た。防犯灯は、徐々にLEDに替えていくようにしている。
- ◎防災、防犯、災害時の対応については、町内会(地域)のみでの解決が困難であるため、行政と密接な連携を取り合い協調して解決していく必要がある。特に防災については、津島市は木曾川水系及び日光川水系に囲まれた海拔0メートル地帯に位置するため、住民の防災意識向上が一番重要である。具体的な想定被害とその対応策等を広報“つしま”に掲載(連載)したり、地域の具体的な想定被害に対応したハザードマップや本検討会での意見、他の市町村のマニュアルを参考として津島市としての防災マニュアル・手引書の作成をお願いする。また、一人暮らし高齢者等への対応に関する役割分担の明確化や、出前講座等の充実により地域住民の理解と意識の向上を図っていくことが求められているとのことで提言を取りまとめることでいかがか?  
(全委員拍手で了承。(合意))
- ◎ご了承頂いたものとして、皆さんの貴重な意見を踏まえた提言をまとめる。  
(発言者)○委員からの意見 ◎会長

### Ⅲ. 事務局からの提出資料等

#### 1 町内会活動の現状と課題

平成25年8月8日

津島市町内会活性化検討会事務局

本資料は、第2回町内会活性化検討会出席者が“町内会活動の現状と課題”の共有を目的として、昨年津島市が実施した“地域コミュニティに関するアンケート調査結果”等を踏まえて作成したものである。

##### (1) 町内会の法的位置づけ

太平洋戦争の戦時下に大政翼賛会の最末端組織として1940年に市に「町内会」、町村に「部落会」が国によって整備されたが1947年5月ポツダム政令により解散され、1952年5月サンフランシスコ講和条約の発効と共に禁止が解かれ、これ以降、再組織化が進んだ。

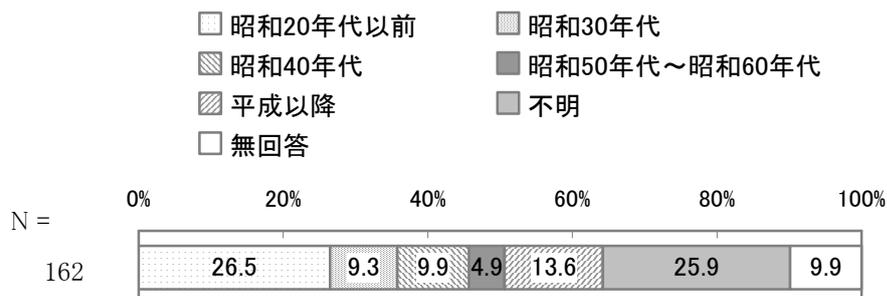
戦後の町内会は法的位置付けがなく、権利能力なき社団、即ち任意団体とされるが、多くの市民の参加、会員相互の親睦、明るく文化的な生活環境整備等を目的とした地域の自主的自治組織として行政とも協力しながら活動を展開してきた。

##### (2) 津島市・町内会の歴史・地域性

津島市内には、現在220町内会が組織されているが、「昭和20年代以前」の割合が26.5%と最も高く、次いで「不明」の割合が25.9%、「平成以降」の割合が13.6%となっている。（地域コミュニティに関するアンケート調査結果報告書60ページ）

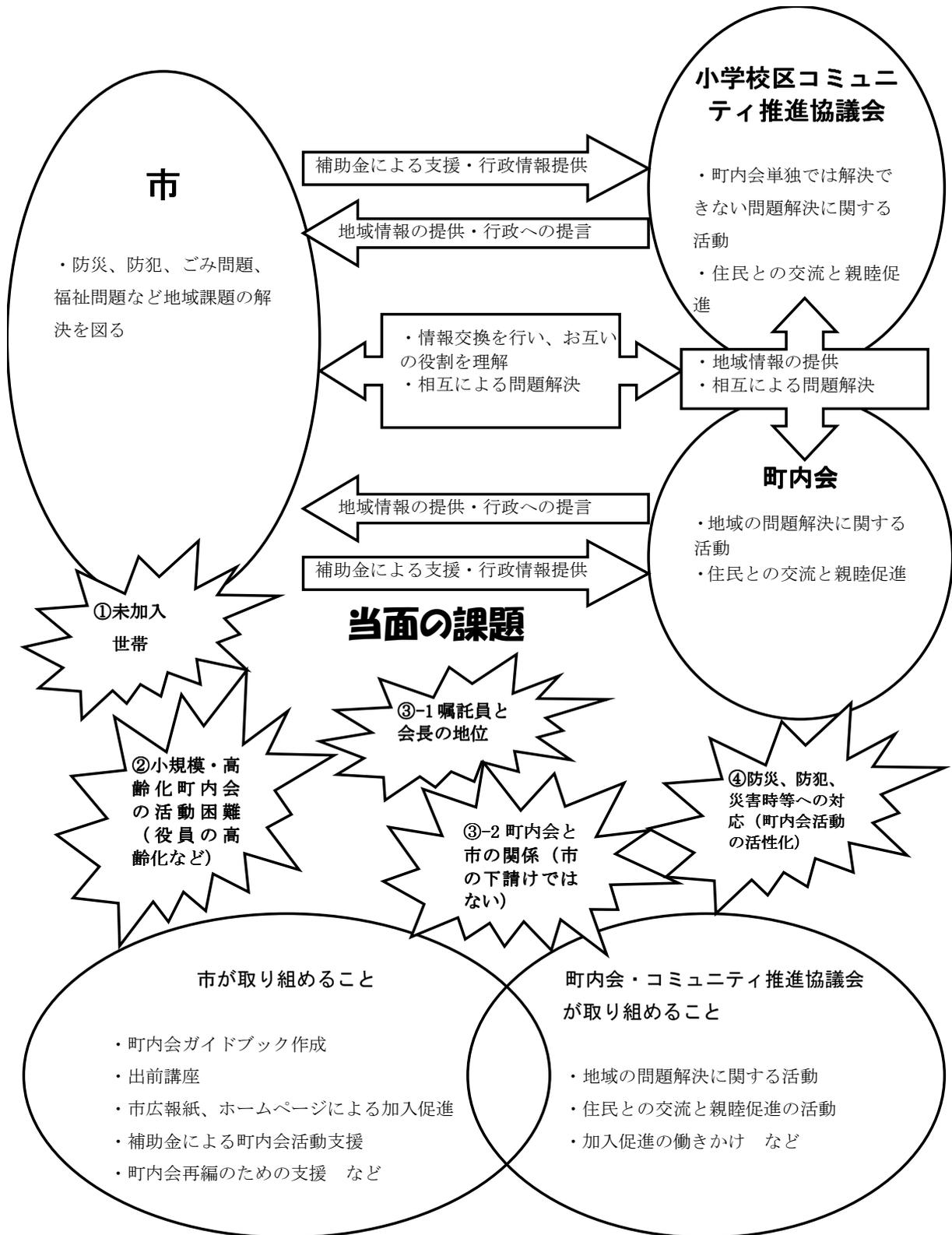
古くからある住宅地、新興の集合住宅地、商業地、農地などといった地域性や規模、培ってきた歴史などの違いにより、それぞれ抱える課題や活動の形態も一様ではないが、現在多くの町内会では、会員の少子高齢化対策及び予想される南海トラフ巨大地震等の災害に備えた地域防災対策等、その活動内容の見直しが必要となってきた。

町内会の結成時期（○は1つだけ）



### (3) 市と町内会&コミュニティ推進協議会の役割と課題

当面の課題；“地域コミュニティに関するアンケート調査結果”の分析より地域の役割と当面の解決すべき課題を下図に示す。

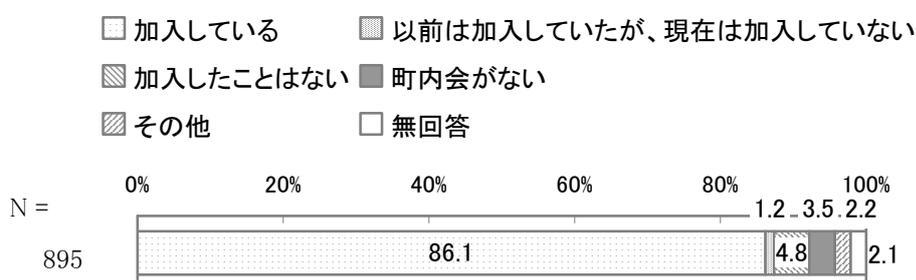


## 課題 ① 町内会への加入・未加入

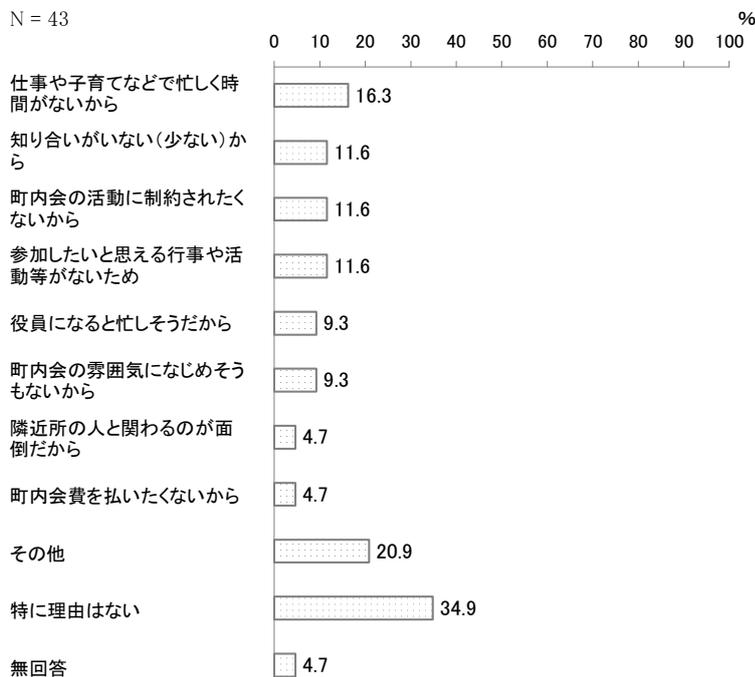
「町内会に加入している」の割合が86.1%と最も高く、次いで「加入したことはない」の割合が4.8%となっている。

また、町内会に加入していない理由として、「特に理由はない」の割合が34.9%と最も高く、次いで「仕事や子育てなどで忙しく時間がないから」の割合が16.3%、「知り合いが少ない(少ない)から」「町内会の活動に制約されたくないから」「参加したいと思える行事や活動等がないため」の割合が11.6%となっている。(地域コミュニティに関するアンケート調査結果報告書 34・39 ページ)

### 町内会に加入していますか。(○は1つだけ)



### 町内会に加入していない理由は何ですか。(○は3つまで)



町内会に加入していない理由として、「特に理由がない」と回答した方が最も高く、各町内会が、未加入者に対し地元町内会の活動情報等を繰り返し提供したり、勧誘方法を工夫することで、新規加入が期待できるのではないかと考えられる。

しかしながら、賃貸マンションの場合など、入居者の転入転出情報の把握が

困難であることに加え、住民と地元町内会との接点も殆どないことから勧誘の手立てが見つからず、入居者のほとんどが町内会未加入といった状況も見られるところである。

市は、加入促進のためのちらしづくりの支援や、各町内会の活動内容を市広報紙や市ホームページで紹介するなど、あらゆる機会を通じた啓発を繰り返して行っていくことが必要である。

町内会は、強制加入は認められないが、地域で生活する以上、ごみ問題や防犯面など、人は地域と何らかの関わりを持っていることから、例えば、未加入者も含めた地域の全住民を対象に、防災訓練などを通じて命の大切さを説くなど、地域住民による共同防衛といったような意識を盛り上げていくことも考えられる。

(町内会加入案内ちらしの例)

## 安心・安全で、快適に暮らせる 住みよいまちを一緒に作りませんか。

〇〇町にお住まいの皆様に

町内会は、地域の親睦を深め、安心安全に暮らすために、日々さまざまな活動をしています。いざ災害等が起きたとき、本当に頼りになるのはご近所さんです。阪神淡路大震災や東日本大震災でも、隣近所での助け合いの大切さが再認識されたところです。町内会活動を通じて、日ごろから地域の皆さんと「顔の見える関係」をつくりましょう。

### 町内会の活動

#### ●情報の伝達

身近な町内情報や、市からのお知らせなどを「回覧板」などでお知らせしています。

#### ●親睦行事の開催

住民同士が交流し、楽しむ機会をつくるため、〇〇〇会や〇〇〇会などの行事を開催しています。

#### ●防犯・防災活動

町内に街路灯（防犯灯）を設置・維持管理しています。

いつ起こるか分からない災害に備えて、防災活動などを行っています。（〇〇小学校区の自主防災訓練に参加しています。）

#### ●生活環境の向上のための活動

清潔で快適なまちをつくるため、ゴミステーションの管理、道路や公園の清掃などを行っています。

#### ●地域の課題への対応

地域の課題について、みんなで考え、行政などと連携し、解決に努めています。

### 町内会の会費

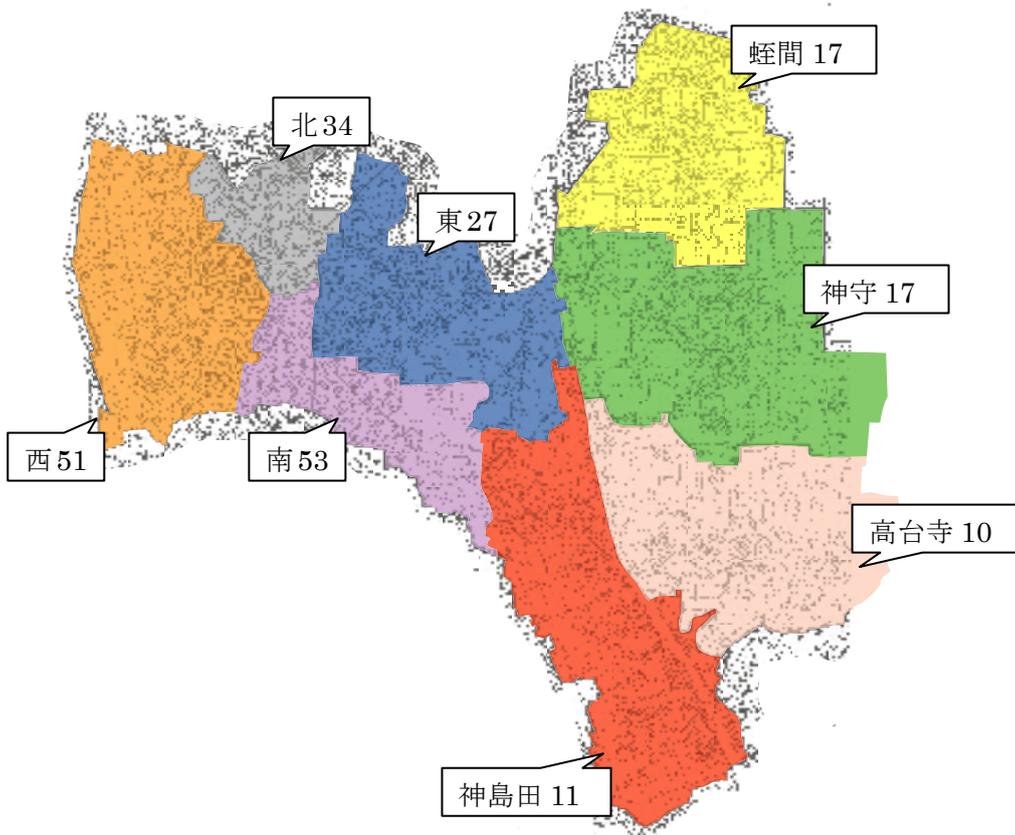
町内会の活動費用は、会員の会費により賄われています。  
会費は1世帯あたり月額〇〇円です。



問い合わせは・・・〇〇町内会会長 〇〇〇〇（〇〇町 1-2-3 電話〇〇〇〇）



平成25年4月1日現在、市全体の高齢化率は24.4%（東20.9%、西27.3%、南24.2%、北25.6%、神守24.1%、蛭間29.0%、高台寺19.8%、神島田23.5%）、220町内会中加入世帯が30世帯を下回る町内会が43団体（旧市内42団体、神守地区1団体）、高齢化率が30%を超える町内会が59団体、高齢化率が50%を超える「限界集落」は59団体のうち6団体となっている。



(平成25年4月1日現在)

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 町内会数              | 220町内    |
| 1町内あたりの平均加入世帯数 ※1 | 106世帯    |
| 町内会加入率 ※2         | 91%      |
| 市の人口              | 65,469人  |
| 市の全世帯数            | 25,532世帯 |
| 町内会加入世帯数          | 23,469世帯 |

※1 加入世帯（各町内会が市に報告された世帯数）を町内会数で割った世帯数

※2 市の全世帯数（住民基本台帳及び外国人登録世帯数）に占める加入世帯（各町内会が市に報告された世帯数）の割合

地域ごとの町内会の規模（平成25年4月1日現在）

|             | 全体           | 旧市内           | 神守地区         | 神島田地区          |
|-------------|--------------|---------------|--------------|----------------|
| 町内会数        | 220          | 165           | 44           | 11             |
| 町内会世帯数      | 23,394       | 14,263        | 6,608        | 2,523          |
| 1町内会あたりの世帯数 | 106          | 86            | 150          | 229            |
| 最大町内会       | 唐臼町<br>878世帯 | 津島公団<br>440世帯 | 百島町<br>503世帯 | 唐臼町<br>878世帯   |
| 最小町内会       | 横町<br>8世帯    | 横町<br>8世帯     | 椿市町<br>17世帯  | かぶと台住宅<br>32世帯 |

30戸未満の町内会の内訳

| 戸数     | 旧市内  | 神守地区   | 神島田地区 |
|--------|--|--------|-------|
| 1～9    | 2  |        |       |
| 10～19  | 9  | 1      |       |
| 20～29  | 31   |        |       |
| 合計     | 42   |        |       |
| 町内会と戸数 | 明天町3丁目 7<br>横町 8<br>天王通り5丁目 13<br>片岡町 14<br>橋詰町2丁目 15<br>明天町3丁目 15<br>藤浪町1丁目 16<br>弥生町 18<br>藤川町 18<br>橋詰町3丁目 19<br>天王通り3丁目 20<br>天王通り4丁目 20<br>金町 20<br>南本町2丁目 20<br>浦方町 20<br>城山町3丁目西 20<br>今市場町1丁目 21<br>大政町2丁目 21<br>天王通り1丁目 22<br>天王通り2丁目 22<br>高屋敷町 22<br>皆戸町 22 | 椿市町 17 |       |

|  |           |    |  |  |
|--|-----------|----|--|--|
|  | 南本町1丁目    | 22 |  |  |
|  | 明天町2丁目    | 22 |  |  |
|  | ニューコーポ愛宕  | 23 |  |  |
|  | グリーンコーポ津島 | 23 |  |  |
|  | 片町1丁目     | 24 |  |  |
|  | 中之町       | 24 |  |  |
|  | 錦町        | 25 |  |  |
|  | 大政町1丁目    | 25 |  |  |
|  | 瑞穂町住宅     | 25 |  |  |
|  | 米之座町1丁目   | 26 |  |  |
|  | 中野町       | 26 |  |  |
|  | 本町4丁目     | 27 |  |  |
|  | 今市場町2丁目   | 27 |  |  |
|  | 橋詰町1丁目    | 28 |  |  |
|  | 第2東洋町住宅   | 28 |  |  |
|  | 本町3丁目     | 29 |  |  |

高齢化率（65歳以上高齢者の比率）が50%を超える町内会

| 旧市内（6町内会） |         | 神守地区  | 神島田地区 |
|-----------|---------|-------|-------|
|           | 片岡町     | 54.5% |       |
|           | 本町4丁目   | 50.0% |       |
|           | 橋詰町1丁目  | 58.7% |       |
|           | 片町2丁目   | 50.0% |       |
|           | 今市場町1丁目 | 69.6% |       |
|           | 弥生町     | 60.0% |       |

市は、特に、加入世帯が30戸下回り、高齢化率が50%を超える町内会については、役員の確保や、町内会活動が困難になりつつあることから、地理的状況や集落の歴史等を踏まえながら統合による再編を行い、少子高齢化に対応した足腰の強い町内会組織になるように促す必要がある。

町内会組織の強化をめざし、町内会相互で統合による再編について協議をする場合、それぞれの町内会に再編助成金を交付するなど、必要な相談・支援を行い、円滑な再編を進めるため一定期間の財政的支援も必要と考える。

町内会は、今後、会員の高齢化が進むことにより、ますます役員の引き受け手が見つからないといった状況に陥ることが懸念されることから、地域に居住する認識の高い人材の発掘や活用などについて検討するとともに、一部の役員に負担が偏らないような組織運営の見直しなどの工夫や報酬支弁などの検討が望ましい。

### 課題 ③ 津島市における嘱託員・衛生委員制度と町内会業務助成金

津島市における嘱託員・衛生委員制度は、「津島市衛生委員規則」（13ページ参照）が昭和38年3月1日、「津島市嘱託員設置に関する規則」（15ページ参照）が昭和48年4月1日に施行・制度化され、当初は嘱託員・衛生委員手当が支給されていたが、昭和61年4月1日「津島市衛生委員規則」「津島市嘱託員設置に関する規則」の改正により、無報酬となった。同日（昭和61年4月1日）に「津島市町内会業務助成金交付要綱」（16ページ参照）が施行され、これにより、「町内会業務に対する助成金」が交付されることとなった。

現在嘱託員は行政文書の配布や要望書の取りまとめ等、町内会はゴミステーションの管理等をしていますが、これらは個人の職務というより、町内会組織として対応しているところが多いのが現状であり、個人への委嘱はなじまないという意見や、行政文書は全戸配付が望ましいものの、未加入者への配付や、未加入者のゴミステーションの利用についてのトラブルもある。

また、高齢化による担い手不足で、行政文書の配付が困難になること、町内会長と嘱託員の地位の問題や、嘱託員・衛生委員は行政の下請けとして捉えられているとの指摘もある。

町内会長と嘱託員は同じの割合が78.4%、「違う人」の割合が14.2%となっている。（地域コミュニティに関するアンケート調査結果報告書57ページ）

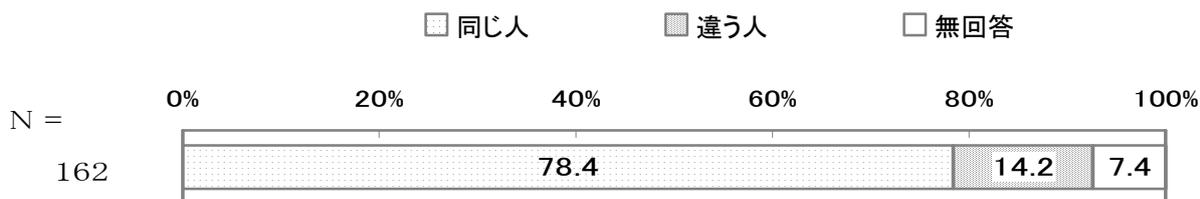
このような問題・指摘等を解決するため、市としては、嘱託員及び衛生委員個人への委嘱を止め、町内会（窓口：会長）との連絡を密にし、回覧板等の活用による安否確認や、ゴミ処理の分別など、町内会の有する組織機能及びそのチェック機能を活用することとし、助成金等による財政支援については引き続き行っていくことが望ましいと考えている。

町内会業務助成金は、市の依頼を受けて行う町内会の区域の住民に対する行政情報の伝達（行政文書の配布等）、町内会の区域の生活環境の保全に関する事業（ゴミステーションの維持管理等）、その他地域社会の健全な育成を図るため実施する事業（地域の祭り等）を行う町内会に対する助成を目的として交付している。

平成25年度の一町内会当たりの助成金積算方法は、年額4万8000円（均等割）＋年額900円×世帯数（世帯割）となっており、世帯数を基準に支給されるため、加入世帯数が多いほど金額が多くなっている。

このような財政支援は、多くの自治体において、補助金・交付金として支出しているが、支給基準は、業務処理上の必要性、対価性、最小限度の原則を踏まえて定めている自治体が多く、その積算方法は様々である。

町内会長と囑託員は、同じ人ですか。(○は1つだけ)

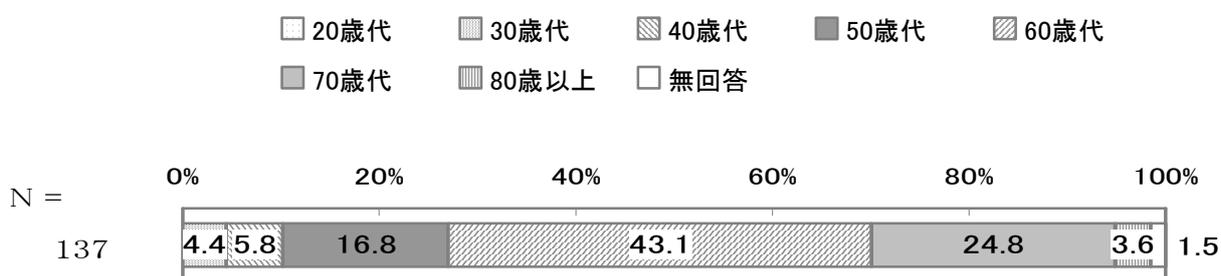


町内会長の年齢は、60歳以上が約7割、1年で交代しているところは約6割ある。(地域コミュニティに関するアンケート調査結果報告書97・98ページ)

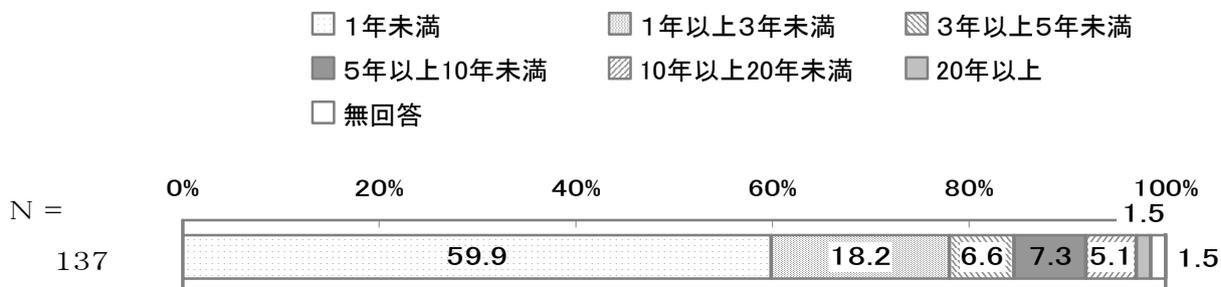
会の円滑な運営のため、3年から4年位の任期が望ましいとの意見がある一方、現役世代からは、1年交代を望む声もある。

また、極端に長い間役員を務めているという事例も見られるが、長すぎると経験豊富という長所を有する反面、名誉職的色彩が強くなる傾向にあるなど、弊害も出てくるなどの意見もある。町内会長の任期については、各町内会の歴史的な経緯・地域の実情等を踏まえ、各町内会の自主的判断に委ねるのが適切と思われる。

町内会長の年齢は



町内会長としての通算年数は (○は1つだけ)

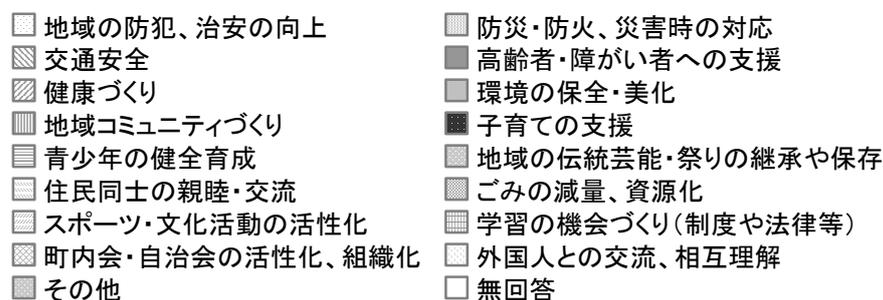


#### 課題④ 防災、防犯、災害時等への対応（町内会活動の活性化）

最も優先して取り組むべき地域での課題は、「防災・防火、災害時の対応」の割合が27.4%と最も高く、次いで「地域の防犯、治安の向上」の割合が17.0%、「高齢者・障がい者への支援」の割合が4.9%となっている。

(地域コミュニティに関するアンケート調査結果報告書30ページ)

当面、最も優先して取り組むべき課題は何ですか。あてはまる番号を1つ記入ください。



この回答の割合が高かった「防災・防火、災害時の対応」「地域の防犯、治安の向上」については、地域住民と行政、警察などが連携していくことが重要で、地域の想定被害に対応したハザードマップや防災マニュアルの作成、一人暮らし高齢者等への対応、行政と町内会、住民同士の役割分担の明確化が求められている。

また行政と町内会は密接な連絡を取り合い、対策をスピーディーに行っていくことが重要で地域での防犯パトロールやみまもり隊による地域の安全性の向上が重要視されており、警察や行政との連携が必要である。

地域の課題を解決していくためには、地域住民同士での話し合いやコミュニケーションなどにより地域での課題の解決をしていくとともに、地域だけでは解決できない課題については行政と連携を取り合い協働して解決していくことが重要で、行政としては各種課題解決マニュアル、手引書等の作成、出前講座等の充実により地域住民の理解と意識の向上を図っていく。

《アンケート結果》

| 防災・防火、災害時の対応（５８件） |  | 考 察   |
|-------------------|--|---|
| 主な意見              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・津島市がどのような被害を受けるのか具体的な情報の開示</li> <li>・情報を町内会等で議論し自分達の安全を確保する為の情報開示</li> <li>・東南海地震について、防災や災害の知識を共有</li> <li>・実際に訓練を行い住民１人１人が体感する</li> <li>・日頃から独居老人や障がい者がどこに住んでいて、どう協力してあげればお互い住みやすい地域ができるのかの環境づくり</li> <li>・住んでいる１人１人の協力と思いやり</li> </ul> | 行政からの情報の開示や日ごろからの近所づきあいや地域住民の交流が必要と思われます。       |
| 町内会自治会の活性化（５０件）   |  | 地域の交流ができる集会所の設営や整備また新旧居住者や異世代間の交流を行うことが重要と考えます。 |
| 主な意見              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・徒歩・自転車で通える範囲の集会所等を常時使えるようにする</li> <li>・比較的に狭い地域で高齢者が気軽に集まる交流できる場をつくる</li> <li>・地域組織の一元化</li> <li>・子供会、老人会、コミュニティを町内会の下部組織とする</li> <li>・旧、新関係なく顔を知れる機会をつくる</li> <li>・転入者も地域に出やすい雰囲気をつくる</li> </ul>  |   |
| 地域の防犯、治安の向上（３５件）  |  | 地域住民参加の夜警や警察と連携しての地域パトロールを行うことが必要と思われます。        |
| 主な意見              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・近所の人々と危険箇所などを話し合う</li> <li>・警察官と連携をして地域の防犯や治安の向上に取り組む</li> <li>・商店の方、自治会、青年団、警察で夜警を徹底</li> <li>・青少年が深夜営業の店への入店を禁ずる</li> <li>・青少年の親の世代の協力</li> <li>・地域パトロール等の強化</li> <li>・街灯の増設、夜間の駅周辺の警備</li> </ul>                                      |   |
| 地域の親睦・交流（３０件）     |  | 公園の整備や新住民への呼びかけを唱えることが必要と思われます。                 |
| 主な意見              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の協力で各町内会でテーマを出し実行</li> <li>・新しい住人にも声をかける</li> <li>・どの子供にも注意が出来る環境を作る</li> <li>・空地などを利用して、公園や広場をつくる</li> </ul>   |   |

|                          |   |  |
|--------------------------|---|--|
| <b>地域コミュニティづくり（２８件）</b>  |   | 防災訓練やイベント型の地域コミュニティづくりが必要との意見が多いようです。  |
| 主な意見                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域・町内での防災訓練を頻繁に行い災害に対する怖さを自覚</li> <li>・町内の防災訓練を通じて、家庭、近所、町内の役割決める</li> <li>・行政と市民が協力し地域リーダーを育成する</li> <li>・住民がふれあえる講座や行事を企画し住民が主体のコミュニティにしていく</li> <li>・公共施設を利用し「官・民・学」と一体でイベントを実施する</li> </ul> |  |
| <b>行政の取り組みについて（２４件）</b>  |   | 行政と地域の連携や災害時マニュアルやハザードマップの配布が重要と思われます。 |
| 主な意見                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市と地域とが連携し、高齢者、障がい者を把握し、災害時の対策をする</li> <li>・地域住民の代表と市の担当の方が、災害時の取り決めをしておく</li> <li>・各家庭に災害時のマニュアルを配布</li> </ul>  |  |
| <b>高齢者・障がい者への支援（１１件）</b> |   | 行政の情報提供と地域内の連携が必要であると伺えます。             |
| 主な意見                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会ごとに、災害弱者を把握し対応マニュアルを作る</li> <li>・地域と行政が一緒になり災害弱者の見守りの体制をつくる</li> <li>・地域の見守り「おせっかい役」の育成</li> </ul>   |  |
| <b>交通安全、運転マナー（８件）</b>    |   | 子どもの頃からの交通マナーの教育が必要とおもわれます。            |
| 主な意見                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や家庭で最低限のマナーを指導</li> <li>・自転車の運転マナーの向上を啓発</li> <li>・街路灯の設置</li> </ul>  |  |
| <b>ゴミ出しマナーについて（３０件）</b>  |   | 地域をあげてのごみゼロ運動を行うことが必要であることが伺えます。       |
| 主な意見                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会のゴミゼロ運動を利用</li> <li>・一斉ゴミひろいで町内を美化</li> <li>・市、地域、家族等で美化について話し合う</li> <li>・道路、公園のゴミを率先して収拾する心を持った人づくり</li> </ul>   |  |

## 2 津島市町内会業務助成金に関する追加資料

平成25年10月4日

津島市町内会活性化検討会事務局

### (1) 津島市町内会業務助成金について

現在、次に掲げる事業を行う町内会に対し「町内会業務助成金」を交付。

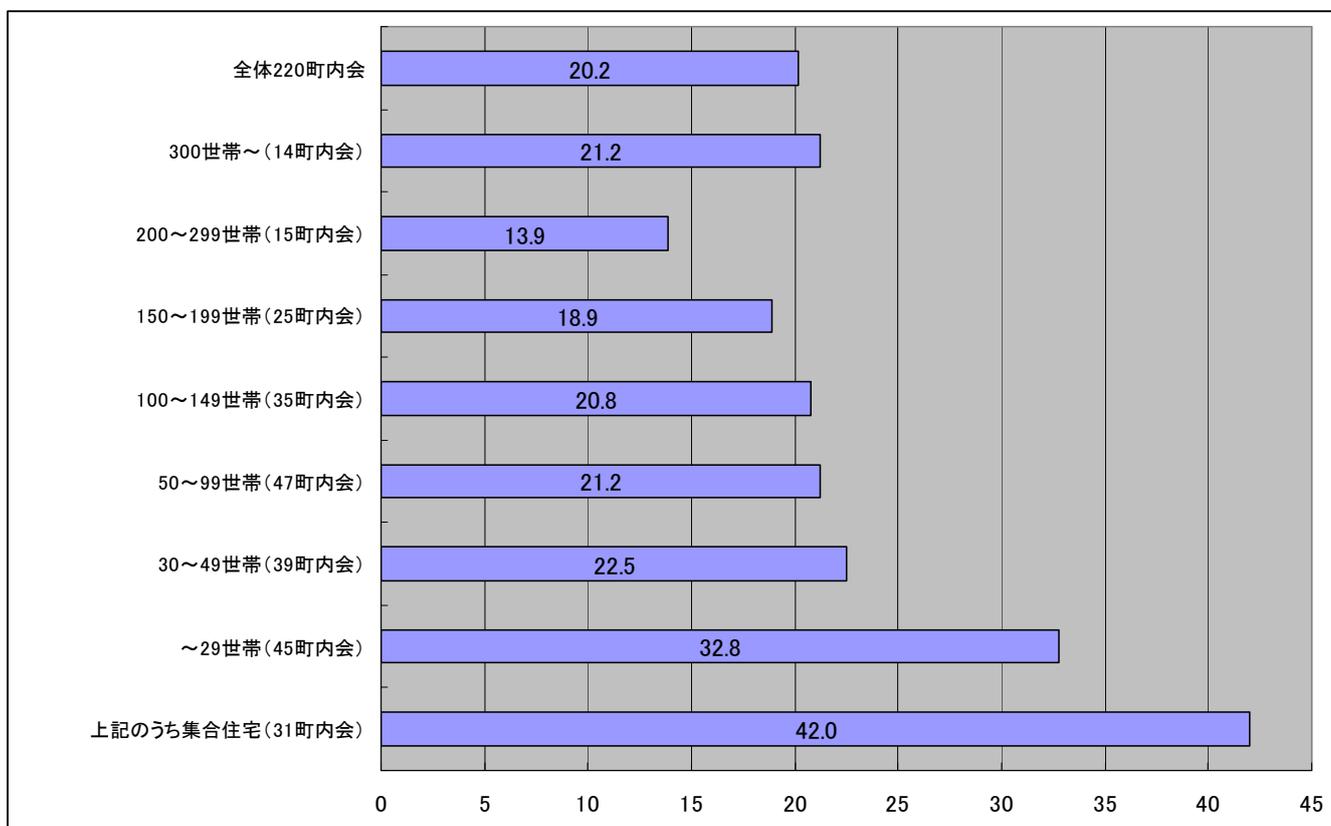
- ① 市の依頼を受けて行う町内会の区域の住民に対する行政情報の伝達  
(行政文書の配布、回覧)
- ② 町内会の区域の生活環境の保全に関する事業  
(公衆衛生、ごみステーション維持管理等ごみ分別収集業務)
- ③ その他、地域社会の健全な育成を図るため実施する事業  
(町内会における防災・防火・防犯等の各種事業)

現在、その助成金は次式により算出、平成25年度の交付総額は3,168万円となっている。

助成金の算出式；48,000円（均等割）＋年額900円×町内会構成世帯数（世帯割）

### (2) 平成24年度町内会支出額に占める助成金の割合について

加入世帯数が小さい町内会ほど、町内会支出額に占める助成金の割合が高くなっている。またマンション等集合住宅については、高い割合になっている(下図参照)。



(3) 町内会の統合/再編助成金と業務助成金の見直し

町内会の統合/再編助成金として新たな予算を獲得することは、津島市の財政状況を考えた場合、極めて困難と言わざるを得ない状況である。

この為、町内会の統合/再編助成金は町内会業務助成金の総額枠内(平成25年度3,168万円)から捻出することが求められ、業務助成金の算出式見直しが必要となる。

また、助成金交付の公平性の観点より、町内会支出額に占める助成金の割合を妥当な範囲内に収めるため、今後 均等割額・世帯割額の変更、他市(宇都宮市、仙台市等)で実施されている防犯(街路)灯電気料金(支払額)に対する新たな助成等、より公平で 活力ある町内会育成に向けて、町内会業務助成金算出式見直しの検討を進める。

### 3 津島市衛生委員規則

(設置)

第1条 衛生行政の円滑な運営及び公衆衛生に関する市民の自主的な協同活動の促進を図るため、市長の指定する区域ごとに衛生委員（以下「委員」という。）を置く。

2 委員の定数は、市長が定める。

(委嘱)

第2条 委員は市長が委嘱する。

2 委員は非常勤とする。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任はさまたげない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解嘱)

第4条 委員が次の各号の一に該当する場合には、市長は前条の規定にかかわらず、これを解嘱することができる。

(1) 第5条に定める任務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(2) 委員としてふさわしくない行為があった場合

(職務)

第5条 委員の職務は、次のとおりとする。

(1) 衛生事務の連絡に関すること。

(2) 衛生に関する地域の協同組織に関すること。

(3) 関係機関との連絡及び調整に関すること。

(4) 公衆衛生知識の普及に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて委嘱した事務の処理に関すること。

(服務の根本基準)

第6条 委員は、その職務を行うに当たっては、公正を旨とし、住民の不信を受けることのないように努めなければならない。

(報酬)

第7条 衛生委員は、無報酬とする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項は市長が定める。

## 4 津島市嘱託員設置に関する規則

(設置)

第1条 本市は、市行政の運営を円滑ならしめ、住民の福祉を図り、住民の声を行政に反映するため、市長の指定する区域ごとに津島市嘱託員(以下「嘱託員」という。)を置く。

(委嘱)

第2条 嘱託員は区域内の推せん、又は選挙において選任された者を市長が委嘱する。  
2 前項により選任された者は、その旨市長に届出をするものとする。

(任期)

第3条 嘱託員の任期は1年とし、再任を妨げない。補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とし、会計年度をその改選期とする。ただし、区域の事情によりこれによらないこともできる。

(任務)

第4条 嘱託員は区域の代表者として、市長と連絡を密にし、当該区域の市民に対する市政の周知、啓発及びこれに附帯する連絡事務を処理し、市勢の発展に協力するものとする。

(閲覧)

第5条 嘱託員名簿は公務に関する場合のほかは閲覧をすることができない。

(報酬)

第6条 嘱託員は、無報酬とする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

## 5 津島市町内会業務助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市費補助金等交付規則（平成10年津島市規則第1号）に定めるもののほか、津島市町内会活動助成規則（平成18年津島市規則第43号）第2条の規定に基づく津島市町内会業務助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付等)

第2条 市長は、次に掲げる事業を行う町内会に対し、助成金を交付する。

- (1) 市の依頼を受けて行う町内会の区域の住民に対する行政情報の伝達
- (2) 町内会の区域の生活環境の保全に関する事業
- (3) その他地域社会の健全な育成を図るため実施する事業

(対象経費等)

第3条 助成金の対象経費は、前条各号に掲げる事業に要する経費及び町内会の運営に要する経費とする。

2 助成金は、特定の政治活動、宗教活動又は営利を目的とする事業に使用してはならない。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、第1号の町内会均等割月額と第2号の世帯割月額に4月1日において町内会に加入している世帯の数（以下「世帯数」という。）を乗じて得た額の合計額に12を乗じて得た額とする。

- (1) 町内会均等割月額 1町内会につき予算の範囲内で定める1月当たりの定額
- (2) 世帯割月額 町内会を構成する1世帯につき予算の範囲内で定める1月当たりの定額

(町内会の分離による助成金の額の変更等)

第5条 町内会を分離する場合において、その分離によって存続することとなる町内会に対する助成金の額は、交付の決定をした助成金の額から第1号に掲げる額に第2号に掲げる月数を乗じて得た額を減じた額とする。

- (1) 世帯割月額にその分離の日において減少した世帯数を乗じて得た額
- (2) 分離の日の属する月の翌月（その日がある月の初日であるときは、当該月）からその年度の3月までの月数

2 町内会を分離したことによって新たに組織された町内会は、市費補助金等交付規則の規定により助成金の交付の申請をしなければならない。

3 前項の申請に基づき交付の決定をする場合において、その分離によって新たに組織された町内会に対する助成金の額は、前条の規定により算定するものとする。この場合において、「4月1日」とあるのは「新たに組織された日」と、「12」とあるのは「新たに組織された日の属する月の翌月（その日がある月の初日であるときは、当該月）からその年度の3月までの月数」とする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

## IV. 資料

### 1 津島市町内会活性化検討会検討経過

|     | 開催日            | 検討内容  |
|-----|----------------|---|
| 第1回 | 平成25年<br>7月17日 | 1 市長挨拶及び委嘱状交付<br>2 検討会委員の紹介<br>3 今後のスケジュールについて  |
| 第2回 | 8月8日           | 1 会長及び副会長の選出<br>2 町内会の現状と課題について（事務局より説明）<br>3 町内会未加入者への加入促進策協議  |
| 第3回 | 9月12日          | 1 町内会未加入者への加入促進策に関する提言(案)確認<br>2 小規模・高齢化町内会の活動困難(役員の高齢化など)協議<br>3 津島市における嘱託員・衛生委員制度について協議                                 |
| 第4回 | 10月4日          | 1 小規模・高齢化町内会の活動困難(役員の高齢化など)に関する提言(案)確認<br>2 津島市における嘱託員・衛生委員制度に関する提言(案)確認<br>3 津島市町内会業務助成金について協議<br>4 防災、防犯、災害時等への対応について協議 |
| 第5回 | 11月12日         | 1 津島市町内会業務助成金に関する提言(案)確認<br>2 防災、防犯、災害時等への対応に関する提言(案)確認<br>3 津島市町内会活性化への提言(案)確認   |
|     | 11月25日         | 町内会活性化への提言<br>(市長へ提出)   |

## 2 津島市町内会活性化検討会設置要綱

(設置)

第1条 津島市協働のまちづくり基本方針に基づき、本市の町内会の抱える様々な課題に対し、健全な運営、活動の活性化に向けた支援策等を検討するために、津島市町内会活性化検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について調査、検討し、市長に対し報告する。

- (1) 町内会の現状と課題
- (2) 町内会と行政との関係のあり方、支援策
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会は委員15人以内で組織する。

2 検討会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 町内会嘱託員
- (2) 市民公募
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から第2条に規定する事項について報告を行った日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、会長が召集し、会長が会議の議長となる。

- 2 検討会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、検討会の会議に委員以外の者の出席を要請し、説明又は意見を求めることができる。

(町内会活性化プロジェクトチーム)

第7条 検討会に町内会活性化プロジェクトチームを置く。

- 2 町内会活性化プロジェクトチームは、津島市地域課題会議プロジェクトチームメンバーをもって充てる。
- 3 町内会活性化プロジェクトチームは、コミュニティ推進課長が招集し、その会議の議長となる。
- 4 コミュニティ推進課長は、町内会活性化プロジェクトチームの事務を掌理し、町内会活性化プロジェクトチームの経過及び結果を会長に報告する。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、市民協働部コミュニティ推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月25日から施行する。

### 3 津島市町内会活性化検討会委員等

#### 町内会活性化検討会委員

◎は会長 ○は副会長

| 氏名     | 備考               |
|--------|------------------|
| ◎戸田 節男 | 宇治団地囑託員          |
| ○浦山 誠  | 宮川町2丁目囑託員        |
| 岩崎 勝明  | 藤浪町2丁目囑託員        |
| 酒井 眞治  | 藤川町囑託員           |
| 浅井 純子  | 西柳原町囑託員          |
| 日比 順子  | 愛宕町8丁目囑託員        |
| 樋田 敏行  | 上之町1丁目囑託員        |
| 加藤みつえ  | 兼平町2丁目・藤浪町5丁目囑託員 |
| 水野 英勝  | 神守地区囑託代表         |
| 栗木 和夫  | 中神守町囑託員          |
| 縄田 征一  | 喜多神団地囑託員         |
| 内海 雅美  | 百町囑託員            |
| 余郷 直之  | 神島田地区囑託代表        |
| 山田登美男  | 唐臼町囑託員           |
| 山田 昭文  | 市民公募             |

#### アドバイザー

|       |               |
|-------|---------------|
| 岩崎 恭典 | 四日市大学総合政策学部教授 |
|-------|---------------|

#### プロジェクトチーム

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 日比 正志 | 市長公室企画政策課広報・広聴グループ主幹 |
| 鈴木 亮仁 | 総務部財政課財政グループ主査       |
| 中村 博子 | 生活産業部生活環境課衛生グループ統括主任 |

#### 町内会活性化検討会事務局

|       |                  |
|-------|------------------|
| 高林 茂宏 | 市民協働部コミュニティ推進課長  |
| 横井 裕二 | 市民協働部コミュニティ推進課補佐 |
| 平野 利樹 | 市民協働部コミュニティ推進課主査 |